

2013年8月7日 全8頁

法律・制度 Monthly Review 2013.7

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2013年7月の法律・制度に関する主な出来事と、7月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 7月は、バーゼル委員会が「グローバルなシステム上重要な銀行：更新された評価手法及びより高い損失吸収力」（3日）および「流動性カバレッジ比率の開示基準」（19日）を公表したこと、大証の現物市場が東証に統合されたこと（16日）、JPXグループ（日本取引所グループ・東京証券取引所）・日本経済新聞社が、「共同開発中の新指数に係る骨子について」を公表したこと（30日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

| | |
|---------------------|---|
| ○7月の法律・制度レポート一覧 | 2 |
| ○7月の法律・制度に関する主な出来事 | 2 |
| ○今月のトピック | |
| バーゼル委、信用保証取引のコスト認識へ | 4 |
| ○レポート要約集 | 6 |
| ○7月の新聞・雑誌記事・TV等 | 8 |
| ○7月の大和総研ウェブサイトコラム | 8 |

◇7月の法律・制度レポート一覧

| 日付 | レポート名 | 作成者 | 内容 | 枚数 |
|-----|---|-------|-------------|-------|
| 12日 | 法律・制度 Monthly Review 2013.6 ～法律・制度の新しい動き～ | 是枝 俊悟 | その他法律 | P. 10 |
| 18日 | 日証協の公募増資等に関する報告書の公表 ～「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方 分科会」報告書の概略～ | 堀内 勇世 | 金融制度 | P. 5 |
| | いまさら人には聞けない ライツ・オファリングのQ & A | 横山 淳 | 金融商品 取引法 | P. 23 |
| 25日 | 公社債税制の抜本改正（法人投資家編） ～2016年以後、課税玉と 非課税玉の分断が解消される～ | 是枝 俊悟 | 税制 | P. 15 |
| 26日 | バーゼル委、信用保証取引のコスト認識へ ～【市中協議文書】重要な信用保証取引のコストに RW1250%適用か～ | 鈴木 利光 | 金融制度 | P. 13 |

◇7月の法律・制度に関する主な出来事

| 日付 | 主な出来事 |
|----|---|
| 1日 | ◇国税庁、「『租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて』等の一部改正について（法令解釈通達）」を公表。NISA（少額投資非課税制度）に関する細則など。 ◇国税庁、「消費税法基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」を公表。任意の中間申告制度に関する細則など。 |
| 2日 | ◇ASBJ、実務対応報告公開草案第39号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」を公表（9月2日まで意見募集）。日本型ESOPの会計制度の取扱い案。 |
| 3日 | ◇金融庁、バーゼル委が市中協議文書「カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーへの資本賦課に関する非内部モデル手法」と「銀行による清算機関へのエクスポージャーに関する資本の取扱い」を公表した旨、公表。 ◇「金融商品取引業等に関する内閣府令」および「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」が改正される（8月1日施行）。個人向け店頭バイナリーオプション取引に関する規制。 ◇バーゼル委、「グローバルなシステム上重要な銀行：更新された評価手法及びより高い損失吸収力」を公表。 |
| 5日 | ◇バーゼル委、「銀行勘定のリスクアセットに係る規制上の整合性に関する報告書」を公表。 ◇バーゼル委、市中協議文書「銀行のファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課」、を公表（10月4日まで意見募集）。 |
| 8日 | ◇バーゼル委、ディスカッション・ペーパー「規制枠組み：リスク感応度、簡素さ、比較可能性のバランス」を公表（10月11日まで意見募集）。 |

| | |
|-----|--|
| 11日 | <p>◇金融庁、公認会計士・監査審査会、オランダおよびルクセンブルクの監査制度および監査監督体制について、我が国と同等であると評価を行った旨、公表。</p> <p>◇ASBJ、「のれんの減損及び償却に関する質問票及び意見交換会に関するフィードバック文書」を公表。</p> |
| 16日 | <p>◇FSB（金融安定理事会）、「再建・破綻処理計画の策定に関するガイダンスペーパー」を公表。</p> <p>◇大証の現物市場が東証に統合される。</p> <p>◇経産省、「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト第1回会合を開催。</p> |
| 17日 | <p>◇IOSCO（証券監督者国際機構）、金融指標に関する最終報告書を公表。</p> <p>◇FSB、市中協議文書「リスクアペタイト枠組みに係る原則」を公表（9月30日まで意見募集）。</p> |
| 18日 | <p>◇FSB、グローバルにシステム上重要な保険会社当初リスト及び関連する政策措置等について公表。</p> <p>◇IASB（国際会計基準審議会）、ディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」を公表（2014年1月14日まで意見募集）。</p> <p>◇IASB、IFRS第8号「事業セグメント」の適用後レビューの完了を発表。</p> |
| 19日 | <p>◇OECD 租税委員会が取りまとめた「税源浸食と利益移転行動計画」が公表され、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出される。</p> <p>◇金融庁、欧州26カ国の証券監督当局と、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監査協力に関する覚書に署名（なお、7月31日に、オーストリアおよびキプロスの証券監督当局とも、同内容の覚書に署名）。</p> <p>◇バーゼル委、市中協議文書「流動性カバレッジ比率の開示基準」を公表（10月14日まで意見募集）。</p> |
| 24日 | <p>◇金融庁、店頭デリバティブ規制の同等性評価に関して欧州委員会（EC）バルニエ委員宛てに発出したレターの返信レターを受け取る。同等性評価に当たっては、ECは個別ルール毎の比較は行わず、規制の効果に着目して実施すること等が確認された。</p> <p>◇みずほ証券によるジェイコム株式の誤発注事件に関して、みずほ証券が東証のシステム不備について損害賠償を求めた訴訟について東京高裁が控訴審判決を下す。</p> |
| 25日 | <p>◇公正取引委員会・消費者庁・財務省、「消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン（案）」を公表（8月23日まで意見募集）。</p> <p>◇IASB、IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューを開始した旨、公表。</p> |
| 30日 | <p>◇JPXグループ（日本取引所グループ・東京証券取引所）・日本経済新聞社、「共同開発中の新指数に係る骨子について」を公表。</p> <p>◇IOSCO、最終報告書「信用格付会社に係る監督カレッジ」を公表。</p> |
| 31日 | <p>◇金融庁、「金融商品取引業等に関するQ&A」を公表。英文開示銘柄に係る金融商品取引業等の説明・文書交付義務に関するもの。</p> <p>◇CFTC（米国商品先物取引委員会）、清算集中義務に関する免除が10月9日に期限を迎え、商品取引法のスワップ規定の域外適用に関する解釈指針等で米国人とされる企業には10月10日から義務が課される旨を通知。</p> |

◇今月のトピック

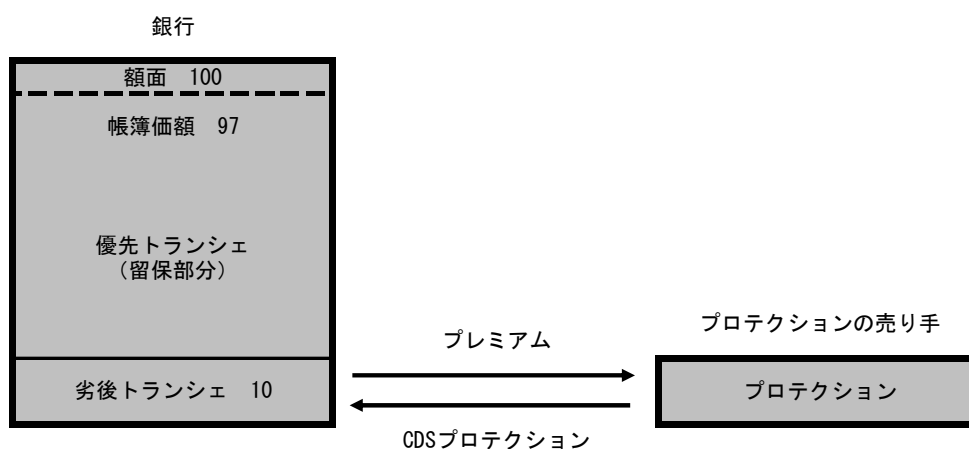
バーゼル委、信用保証取引のコスト認識へ

2013年7月26日 鈴木 利光

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130726_007473.html

※図表番号は、引用元の図表番号に対応している。

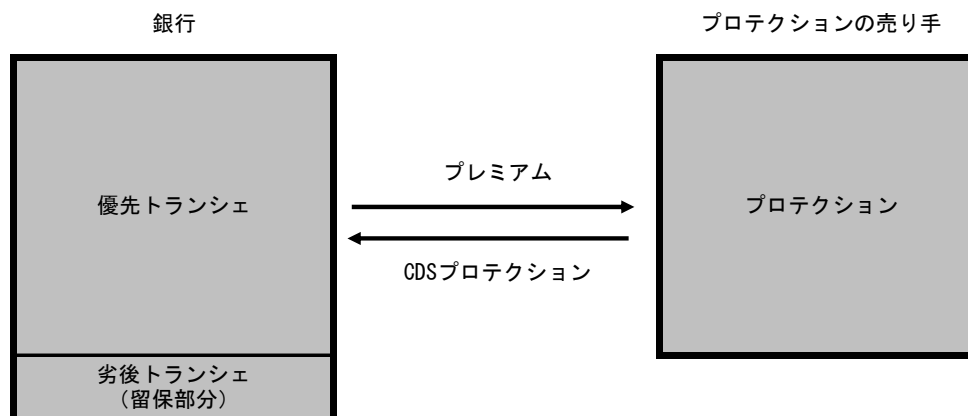
図表1 費用認識されている信用保証コストの取扱い（例）



- 銀行が額面 100 の資産を組成。
- 与信リスクを踏まえて帳簿価額を 97 までへアカット。
- 資産をシンセティックに証券化。最初に損失を蒙る（ファースト・ロス）劣後トランシェの想定元本 10、優先トランシェの想定元本 90。
- 劣後トランシェに対するプロテクション（CDS）を購入。証券化エクスポージャーは優先トランシェにて留保。
- 信用保証コストの現在価値は 5。

（出所）市中協議文書より作成

図表 2 払戻し（リベート）の仕組み（例）

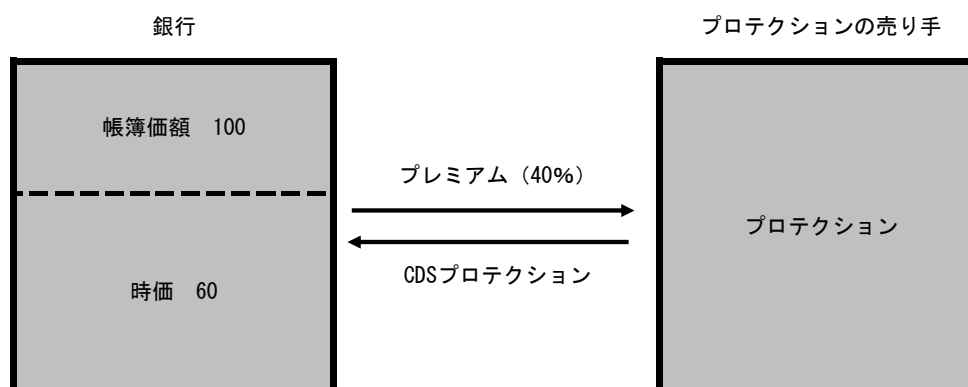


- 銀行が帳簿価額 100 で資産ポートフォリオを組成。
- 資産をシンセティックに証券化。最初に損失を蒙る（ファースト・ロス）劣後トランシェの想定元本 10、優先トランシェの想定元本 90。
- 劣後トランシェのリスク・ウェイトは 1250%、優先トランシェのリスク・ウェイトは 20%。
- 証券化エクスポージャーは劣後トランシェにて留保。優先トランシェに対するプロテクション（CDS）を購入。プレミアムの支払額は保障されており（非コンティンジェントであり）、その現在価値は 89（リスクフリーレートを用いた割引率を適用。p.6 参照）。
- 損失補填に用いられる部分を除き、プレミアムは満期に払い戻される（仮に損失が 50 であった場合、払い戻されるプレミアムは 39（ $=89-50$ ））。

（注）現行のバーゼルⅡテキストの 555（d）に従い、原資産に係るエクスポージャーの主要な信用リスクは第三者に移転しているものとする。

（出所）市中協議文書より作成

図表 3 原資産のエクスポージャーの時価が帳簿価額を著しく下回るにもかかわらずプレミアムの支払額が保障されているプロテクション（例）



- 銀行が帳簿価額 100 で資産ポートフォリオを組成（原資産のエクスポージャーのリスク・ウェイトは 150%以下）。
- 時価が 60 まで下落するものの、帳簿価額は 100 のまま（引当金の計上はなし。リスク・ウェイトは引き続き 150%以下）。
- 原資産のエクスポージャーに対するプロテクションを購入。プレミアムの支払額は保障されており（非コンティンジェントであり）、その現在価値は帳簿価額の 40%（すなわち 40（ $=100 \times 40\%$ ））。

（出所）市中協議文書より作成

◇レポート要約集

【12日】

法律・制度 Monthly Review 2013.6 ～法律・制度の新しい動き～

2013年6月の法律・制度に関する主な出来事と、6月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

6月は、金融商品取引法等の一部を改正する法律が参議院にて可決・成立したこと（12日）、金融庁が「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を公表したこと（20日）、政府税制調査会の2013年度第1回会合が開かれたこと（24日）、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」の第1回会合が開かれたこと（26日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130712_007427.html

【18日】

日証協の公募増資等に関する報告書の公表 ～「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会」報告書の概略～

日本証券業協会は2013年6月18日に、「『我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会』報告書」を公表した。

投資家と発行企業の双方にとっての利便性を向上させ、我が国経済の活性化を図る観点から、我が国における公募増資等を巡る諸課題を整理し、主要な論点や今後の対応の方向性等を取りまとめたものである。

公募増資に係る数値基準、発行企業による開示促進、発行決議から条件決定までの期間短縮、募集プロセスの見直しなどにつき検討が行われている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130718_007443.html

いまさら人には聞けない ライツ・オフアリングのQ&A

本稿では、ライツ・オフアリング（ライツ・イシュー）に関する基本的な事項をQ&A形式で紹介する。

具体的には、ライツ・オフアリングとは何か、これまでの主な制度改正、コミットメント型とノンコミットメント型の違い、スケジュール、権利行使の手続、大量保有報告制度上の取扱いなどを取り上げた。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130718_007446.html

【25日】

公社債税制の抜本改正（法人投資家編）

～2016年以後、課税玉と非課税玉の分断が解消される～

2013年3月29日、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成25年度税制改正法）が参議院にて可決・成立し、3月30日に公布された。また、関連する政省令の改正も行われている。本稿は、平成25年度税制改正のうち、金融所得課税の一体化（法人投資家に関連するもの）について解説する。

法人が利付債の利子を受け取る際に特別徴収されている、道府県民税利子割が廃止される。これに伴い、道府県民税法人税割からの道府県民税利子割の控除等も廃止される。

指定金融機関等が利付債の利子を受け取る場合、自己の保有期間にかかわらず、利子の全額が源泉徴収不適用となる。これにより、利付債の流通市場における「課税玉」と「非課税玉」の分断が解消されるものと考えられる。

普通法人等が利付債の利子を受け取った場合、自己の保有期間にかかわらず、源泉徴収された所得税額等の全額を法人税額等から控除できるようになる。

割引債の発行時の源泉徴収は廃止される。一方、一般社団法人等については、個人と同様に割引債の償還時の源泉徴収が行われる。この場合、「みなし償還差益」が用いられる場合と、実際の償還差益が用いられる場合とがある。

これらの改正の施行日は、原則として平成28（2016）年1月1日である。

【26日】

バーゼル委、信用保証取引のコスト認識へ

～【市中協議文書】重要な信用保証取引のコストにRW1250%適用か～

2013年3月22日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、市中協議文書「信用保証取引のコスト認識」を公表している（コメント提出期間は2013年6月21日をもって満了）。

信用保証取引を用いた信用リスク削減手法においては、保証（プロテクション）に伴う損失や費用の認識（計上）を遅らせるとともに、形式的なリスク移転によって保証対象のエクスポージャーのリスク・ウェイトを軽減させることで、自己資本比率規制の規制裁定の余地がある。

この点に関して、BCBSは、2011年12月16日、「高コストの信用保証に係るステートメント」（ステートメント）を公表している。ステートメントは、監督当局がそのような規制裁定の懸念を、「第2の柱」（金融機関の自己管理と監督上の検証）における監督上の検証プロセス及び資本の適切性の評価という広い観点から精査していくことを、銀行に対して警告するものとなっている。

市中協議文書で提案されている変更には、信用保証の便益だけでなく、コストについても規制資本の中で適切に認識されることを確保する狙いがある。すなわち、市中協議文書の公表は、BCBSが、高コストの信用保証取引について、より包括的な「第1の柱」による対応に関する提案を推し進めることを決定したことに基づく。

BCBSは、市中協議文書にて、リスク・ウェイト150%超の資産に対する信用保証取引については、原則として、信用保証コストの現在価値を保証提供者に対するエクスポージャーとみなし、当該エクスポージャーに対して1250%のリスク・ウェイトを適用することを提案している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130726_007473.html

◇7月の新聞・雑誌記事・TV等

| 掲載誌名等・日付 | タイトル等 | 担当者 |
|--|---|--------------------------|
| 消費税率引上げ等を考慮した家計の実質可処分所得の予測について掲載 ・朝日新聞（7月18日付朝刊5面、7月22日付朝刊3面、7月24日付朝刊2面） ・西日本新聞（7月31日付朝刊2面） ・TBS「みのもんたのサタデーずばッと」（7月13日放送） ・TBS「みのもんたの朝ズバッ！」（7月25日放送） | | 是枝 俊悟 |
| 日本法令 （7月10日刊行） | 『消費税、相続税・贈与税、所得税・住民税、年金制度…徹底シミュレーション あなたの家計はこう変わる！』 | 是枝 俊悟 |
| 週刊ダイヤモンド （7月13日号） | 数字は語る—女性活用の弊害 あまりにも高い「130万円の壁」 | 是枝 俊悟 |
| 朝日新聞 （7月17日付朝刊7面） | 東証・大証の市場統合についてコメント | 横山 淳 |
| 大和総研 調査季報 （2013年夏季号） | マイナンバー法[1] ～今国会で成立した個人番号関連法～ | 吉井 一洋 鳥毛 拓馬 小黒 由貴子 |
| 大和総研 調査季報 （2013年夏季号） | マイナンバー法[2] ～将来像～ | 吉井 一洋 鳥毛 拓馬 |
| 月刊資本市場 （7月号） | 番号法成立 —その概要と仕組み | 鳥毛 拓馬 |
| Financial Adviser （8月号） | FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.29 資産保有特定会社の相続税評価額の改正 | 是枝 俊悟 |
| BS11「本格報道 INsideOUT」 （7月30日放送） | 女性の働き方と税・社会保障について コメント | 是枝 俊悟 |

◇7月の大和総研ウェブサイトコラム

| 日付 | タイトル | 執筆者 |
|-------|---|-------|
| 7月17日 | 番号制度(マイナンバー)に対する誤解 http://www.dir.co.jp/library/column/20130717_007433.html | 鳥毛 拓馬 |
| 7月23日 | インサイダー規制と情報伝達行為 http://www.dir.co.jp/library/column/20130723_007456.html | 横山 淳 |